

# 令和7年第4回笠松町議会臨時会会議録

令和7年12月22日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本臨時会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	6 番	間 宮 寿 和
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	4 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

## 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

応招議員に同じ

## 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	堀 仁 志
企画環境経済部長 兼企画DX課長	山 内 明
住民福祉部長	伊 藤 博 臣

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長 兼教育文化課長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	花 村 定 行
建 設 課 長	永 見 幸 広
企画DX課主幹	知 識 正 章
教育文化課主幹	朝 日 英 司

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	白 田 初 穂

1. 議事日程（第1号）

令和7年12月22日（月曜日） 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 第79号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 第80号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 第81号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第82号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第83号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第8 第84号議案 令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 第85号議案 令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

開会 午前9時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和7年第4回笠松町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

2番 番 有里 議員

9番 田島 清美 議員

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定しました。

---

#### 日程第3 第79号議案から日程第9 第85号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、第79号議案から日程第9、第85号議案までの7議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてほか3件の条例案件4件、令和7年度一般会計ほか2件の補正予算3件、以上7件であります。

案件につきましては、副町長より詳細説明いたさせますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） おはようございます。

それでは、順次御説明を申し上げます。

議案書の1ページから2ページ、議案資料では1ページから2ページにわたります第79号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和7年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定の内容等を考慮し、議会議員の期末手当の支給に関し、所要の規定整備を行うものであります。

議案資料の1ページのほうを御覧いただきたいと思います。

期末手当の支給割合の改正を行うもので、12月支給分の期末手当を100分の230から100分の235へ100分の5、増額改定するものであります。

議案資料の2ページのほうを御覧いただきたいと思います。

改正条例の第2条では、6月、12月の期末手当の支給割合を均等にする改正を行うものでございます。

施行期日は公布の日で、第1条の規定は令和7年12月1日から適用いたします。

第2条の規定につきましては、令和8年4月1日から施行をするものでございます。

続きまして、議案書の3ページ、議案資料では3ページから4ページにわたります第80号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

第79号議案と同様に、令和7年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定の内容等を考慮し、常勤の特別職職員の期末手当の支給に関し、所要の規定整備を行うものであります。

説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、議案書の4ページから17ページ、議案資料では5ページから12ページにわたります第81号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和7年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定等に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

こちらの議案資料の11ページのほうを御覧いただきたいと思います。

それでは、今回の給与改定の概要につきまして御説明をいたします。

まず1つ目は、給料表の改定ということで、今回、採用市場での競争力の向上のため、初任給が大幅に引き上げられております。一般職の大卒では、従来22万円であったものが、改正後には23万2,000円ということで、月額1万2,000円の引上げが行われております。一般職の高卒の方についても、表記のとおり引上げが行われているところでございます。

また、併せて若年層にも重点を置きつつ、その他の職員にも昨年を大幅に上回る引上げが行われているところでございます。

12ページのほうを御覧いただきたいと思います。

こちらのほうの行政職の給料表の改定率は3.24%、医療職の給料表の改定率は2.9%となっております。

続きまして、2つ目は、期末・勤勉手当の支給割合の引上げでございます。

年間の支給割合を4.6月から4.65月へ0.05月分引上げをさせていただいております。今回、12月支給分において引上げをいたしております、期末手当及び勤勉手当の支給月数ともに、0.025月分ずつ均等に配分をさせていただいているところでございます。

なお、令和8年度におきましては、支給月数を均等にする改正を行わせていただいております。

3つ目は、宿日直手当の見直しでございます。

こちらは、従来、1回当たり4,400円を4,700円に引上げをさせていただいております。

4つ目は、通勤手当についての見直しでございます。

こちらにも使用区分に応じまして200円から7,100円までの額の引上げを行わせていただいております。

また、通勤手当につきましては、その下、令和8年4月適用分と表示してございますが、1か月当たり5,000円を上限といたしまして、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設させていただきます。

また、通勤手当につきましても、従来は60キロメートル以上は一定額でございましたが、令和8年4月からは100キロ以上を上限といたしまして、新たに5キロ刻みの区分を新設させていただきます。

以上が今回の給与改定の主な概要でございます。

施行期日につきましては、公布の日からで、第1条の規定については、令和7年4月1日から適用いたしまして、第2条の改正規定につきましては、令和8年4月1日から施行をさせていただくというものでございます。

続きまして、議案書の18ページから27ページ、議案資料では12ページから16ページにわたります第82号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

同様に、令和7年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定等に伴い、給料表の改正等を行うものでございます。

こちらの議案資料の12ページのほうを御覧いただきたいと思います。

下のほうでございますが、会計年度任用職員の給料表につきましても、改定率4.11%の引上げを行わせていただいております。級別については、それぞれ表記のとおり引上げを行わせていただいております。

また、2つ目の改正としまして、通勤手当の見直しも行わせていただいております、こちらは勤務日数に応じまして、13ページの新旧対照表のとおり、規定額をそれぞれ引上げをさせていただいているところでございます。

また、16ページのほうには、先ほどの一般職と同様に60キロ以上の部分を100キロ以上までについて5キロ刻みで改正を行わせていただいております。

こちらも施行期日は公布の日で、第1条の規定については、令和7年4月1日から適用させていただきます。第2条の規定については、令和8年4月1日から施行させていただくというものでございます。

続きまして、議案書の28ページから50ページにわたります第83号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

今回の補正額は2億5,297万3,000円の増額補正であります。

今回の補正理由の1つ目といたしましては、先ほど来、条例改正で御説明申し上げましたように、令和7年の人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の増額補正でございます。

内容につきましては、条例改正で御説明させていただいたとおりでございます。

今回、一般会計に係る人件費といたしましては、1,753万3,000円の増、特別会計を含めました全体では1,910万5,000円の増額をさせていただいております。

また、併せまして会計年度任用職員の方の人件費455万2,000円も増額をさせていただいているところでございます。

続きまして、2つ目の大きな補正理由は、町長が開会冒頭の挨拶でも申し上げましたように、重点支援地方交付金を活用した事業の予算措置でございます。今回、別紙の資料を用意させていただいておりますので、こちらのほうの資料を御覧いただきたいと思います。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けました生活者ですとか事業者に対する支援を行う事業に充てるため、重点支援地方交付金が交付されます。笠松町への交付額は、先日通知がございまして、表記のとおり2億2,501万9,000円が交付をされてくるということになりました。町といたしましては、より早く住民の皆さん、事業者の皆さんへの支援を実施すべく、今回3つの事業を予算措置させていただいたところでございます。

まず、1つ目は、「第5弾」商工会クーポン券発行事業ということで、こちらは回数を重ねて第5弾ということになります。住民の皆さんにも浸透、定着してきた事業となっております。地域住民の家計支援及び地域経済の活性化を図るものとして、商工会の加入店舗で利用できるクーポン券を今回は500円券を10枚つづり5,000円ということで、従来は世帯ごとに給付をしておりましたが、今回は全住民1人当たり5,000円を発行させていただくという事業を実施したいと考えております。

スケジュール的には、2月中に各世帯のほうに発送させていただきまして、6月末を利用期限といたしたいと考えております。これらに係る費用といたしまして、利用助成のほか印刷費、事務費等々を含めまして、1億174万2,000円を計上させていただいております。こちらの事業は併せて繰越事業として実施のほうをさせていただきたいと考えております。

2つ目の事業は、水道基本料金減免事業でございまして、こちらのほうも以前実施させていただきましたが、町民及び事業者の支援といたしまして、上水道の基本料、メーター使用料を3期分、半年間減免させていただくという事業内容でございます。こちらはちょっとシステム改修に時間を要するというので、対象期は7月検針分の3期から4期、5期分ということで、この3期を対象に実施させていただきたいと考えております。係る費用といたしまして、4,801万円を計上させていただいております。こちらも繰越事業として実施をさせていただきたいと考えております。

続きまして、3つ目の事業は、医療・介護・障害福祉施設支援事業ということで、こちらも以前実施したことがございます地域の医療・介護・福祉施設等を維持するため、物価高騰の影響を受けている事業所へ支援金を交付するというので、今回新たに保育施設も加えて実施をさせていただきたいと思っております。こちらは、事業内容や施設規模に応じまして、1万円から50万円の支援金の範囲内で146施設への支援金を給付してまいりたいと考えているところでございます。623万6,000円の事業費を計上させていただいております。

以上、御説明申し上げました3つの事業につきまして、今回の補正額は1億5,598万8,000円を計上させていただいております。交付限度額との差額でございます6,903万1,000円につきましては、本省繰越とさせていただきます。令和8年度当初予算に事業費を計上し、実施をさせていただきたいと考えているところでございます。

なお、令和8年度の実施事業につきましては、検討事業で掲げさせていただきました事業を今検討しているところでございますが、議会の皆様とも御相談をしながら事業立てをしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、裏面のほうを御覧いただきたいと思います。

こちらのほうも新聞報道等で皆さん御承知のところかと思いますが、物価高の影響が長期化して、その影響が様々な人に及ぶ中で、特に子育て世代を力強く支援するというので、対象児童1人当たり2万円を支給させていただくというものでございます。対象児童は、令和7年9月の児童手当、こちらは高校3年生世代以下の児童が対象になります。こちらにつきまして、1人当たり2万円を給付させていただくというものでございます。応援事業の事業費は、表記のとおり6,977万3,000円を計上させていただいております。

なお、こちらの手当につきましては、現在、2月に支給をさせていただく予定で準備を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。その他、国・県における物価高対応支援の事業については、参考事項として下のほうに表記をさせていただいたところでございます。今後、先ほどの繰越しの事業費については、また議会の皆さんからいろいろアイデア等をいただきながら実施してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、補正予算のその他の補正内容について、順次御説明をさせていただきたいと思

います。

議案資料のほうは、36ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうは2款 総務費の1項 総務管理費、第6目 防災対策費では、財源内訳補正ということで180万円の財源内訳の補正を行わせていただいております。こちらは、Jアラート瞬時警報システムの更新事業につきまして、アンテナ整備に係る経費につきましても確認を進めましたところ、緊急防災・減災事業債の対象となることが判明いたしましたので、今回、地方債を増額させていただくべく、財源の内訳を補正させていただいております。あわせて、地方債の増額補正180万円をさせていただいているところでございます。

続きまして、41ページのほうを先に御覧いただきたいと思います。

第9款 教育費の第1項 教育総務費、第1目 教育総務費では、18節 負担金補助及び交付金で羽島郡二町教育委員会の負担金及び分担金ということで213万6,000円を計上させていただいております。こちらのほうは、給与改定に伴う人件費、会計年度職員等に伴う増額分でございます。

続きまして、42ページの同じく第9款 教育費の第3項 中学校費、第1目 学校管理費では、工事請負費といたしまして、中学校校舎修繕工事費を130万円計上させていただいております。こちらのほうは、篤志者からの寄附をいただきまして、笠松中学校の正門をこちらのほうを学校と相談いたしまして改修させていただきたいということで事業費の計上をさせていただいております。ブロック塀の植栽撤去のほか、天端のモルタル仕上げ、また壁面ブロック、生徒像等の洗浄ですとか補修を行うほか、駐車場のライン引き等を今予定させていただいているところでございます。寄附金につきましては120万円をいただけるということで御寄附をお寄せいただきました。事業費については130万円を計上させていただいているところでございます。

それでは続きまして、歳入についてでございますが、34ページのほうを御覧いただきたいと思っております。

14款 国庫支出金の第2項 国庫補助金の第1目 総務費国庫補助金のマイナンバーカード交付事務費補助金につきましては、会計年度任用職員の人件費に充当すべく収入が見込まれますので、71万2,000円を増額計上させていただいております。

その下、18款の繰入金、第2項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金では、今回の補正に伴い不足する財源といたしまして、財政調整基金からの繰入金2,350万円を充てさせていただいたところでございます。

戻っていただいて、32ページをお開きいただきたいと思います。

今回、繰越明許費の補正、先ほど申し上げた部分以外に、土木費のほうで繰越明許費の変更をさせていただいております。こちらは門間3号線の道路修繕工事につきまして、12月の補正

で繰越明許補正をした門間17号線、こちらのほうと大変近接した施工となりますので、工事規制等による住民の皆さんへの影響ですとか、施工性の確保を考慮いたしまして、同調施工とすることに伴いまして、繰越明許費を2,383万6,000円増額させていただいております。

以上が一般会計の補正予算でございます。

続きまして、議案書の44ページから46ページにわたります第84号議案 令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

73万2,000円の増額補正でございます。

こちらは給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

続きまして、47ページから50ページにわたります第85号議案 令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

補正額は95万9,000円の増額補正でございます。

こちらにも給与改定に伴う人件費の補正でございます。

説明につきましては以上でございます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第79号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

第80号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

第81号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

第82号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

第83号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第9号）についての質疑を許します。  
ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

第84号議案 令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

第85号議案 令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（伏屋隆男君） これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和7年第4回笠松町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前9時29分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年12月22日

議 長 伏 屋 隆 男

議 員 田 島 清 美

議 員 番 有 里